

4 知的障害の判断基準(抄)

(1)知的障害

厚生労働省では、平成17年度に『知的障害児(者)基礎調査』を実施している。この調査結果の中に記載された「用語の解説」では、知的障害について、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。

そして、知的障害であるかどうかの判断基準としては、「次の(a)および(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。」とした。

(a)「知的機能の障害」について

標準化された知能検査(ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど)によって測定された結果、知能指数が概ね70までのもの。

(b)「日常生活能力」について

日常生活能力(自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等)の到達水準が、総合的に同年齢の日常生活能力水準(別記1：一部例示)のa、b、c、dのいずれかに該当するもの。

※(参考)日常生活能力水準の具体例【1歳6カ月～1歳11カ月】

項目	a(最重度)	b(重度)	c(中度)	d(軽度)
自立機能	スプーンで与えれば飲めるが全介助	スプーンであたえれば飲み、コップももてるが全介助	ビスケットなどをもたせると自分で食べられるがスプーンをもとうとしない	自分でスプーンをもち食べようとするがほとんど全介助 排泄の際介助に少し応じようとする
運動機能	寝返りそうにするができない	寝返りはできるがおすわりは不安定	おすわり、つかまり立ち程度	一人立ち、つたい歩き程度
意思交換	あやすと声を出して喜ぶが自分からは求めない 歩く人を目で追うが働きかけはしない	人に向かって声を出す が人真似はできない だれもいなくなると泣く か家族の区別はほとんどできない	簡単な身振りの真似をする程度 喃語はさかんでも有意味語はない	簡単な指示や近視が動作でわかる程度(おいで、ちようだい) 音声は真似するが有意味語にはならない
探索操作	玩具に少し関心を示し 手でつかんでいられる	玩具を手にするがもちかえる程度	玩具でごく簡単な遊び	
おおよその発達年齢	0歳5カ月程度	0歳3カ月～8カ月	0歳6カ月～1歳	0歳9カ月～1歳5カ月

(2)知的障害の程度

『知的障害児(者)基礎調査』では、以下のものを、基準として用いた。

※ 知能水準がⅠ～Ⅳのいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水準がa～dのいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。その仕組みは下図のとおりである。

●程度別判定の導き方

生活能力	a	b	c	d
IQ				
Ⅰ(IQ 20以下)	最重度知的障害			
Ⅱ(IQ 21～35)	重度知的障害			
Ⅲ(IQ 36～50)	中度知的障害			
Ⅳ(IQ 51～70)	軽度知的障害			

* 知能水準の区分

Ⅰ……概ね20以下

Ⅱ……概ね21～35

Ⅲ……概ね36～50

Ⅳ……概ね51～70

身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する場合で、日常生活において常時介護を要する程度のもは一次判定を下記のとおり修正する。

- ・最重→最重
- ・重→最重
- ・中→重